

(参考1)

伝統的工芸品の最近の指定状況

指定日	工芸品名
平成 26 年 11 月 26 日	① 江戸硝子
平成 27 年 6 月 18 日	① 仙台箆笥、②江戸籠甲、③東京アンチモニー工芸品
平成 29 年 1 月 26 日	①尾張仏具、②長崎べっ甲、③南風原花織
平成 29 年 11 月 30 日	①奥会津昭和からむし織、②千葉工匠具、③東京無地染、 ④越中福岡の菅笠、⑤三州鬼瓦工芸品
平成 30 年 11 月 7 日	① 奈良墨、②三線
令和元年 11 月 20 日	① 行田足袋、②江戸押絵、③浪華本染め
令和 3 年 1 月 15 日	① 名古屋節句飾

(参考2)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和 49 年法律第 57 号)抄

(伝統的工芸品の指定等)

第 2 条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。

3・4(略)

5 経済産業大臣は、第 1 項及び第 2 項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別な事由があると認める場合(事項に規定する場合を除く。)には、産業構造審議会の意見を聴いて、第 2 項に規定する指定の内容を変更することができる。